

未公開株をめぐる苦情相談が急増

平成 18 年 4 月 6 日
独立行政法人国民生活センター

1. はじめに

国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する苦情相談情報を蓄積している PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）には、「上場間近で必ず儲かると勧誘されたが、信用できるか」「未公開株の解約を申し出たが、返金を引き延ばされた上、8割の返金でどうかと言われた」「未公開株を購入したが、上場予定時期を過ぎても上場しない」「未公開株を購入したが、業者と連絡が取れない」などといった未公開株に関する苦情相談が寄せられている。また、その件数も大幅に増加しており、2005年度（2006年1月31日までの登録分）はすでに1,296件に達し、前年同期（2005年1月31日：222件）の約6倍にもなっている。

未公開株とは、証券取引所などに上場していない株のことを指すが、こうした未公開株が新規上場（IPO：Initial Public Offering）された場合、初値が公募・売出価格の数倍になるケースもあることから注目されている。PIO-NETに未公開株をめぐるトラブルが多く寄せられている背景には、こうしたIPOに関わる投機性も影響しているものと思われる。

未公開株の販売等を行うことができるのは、当該未公開株の発行会社か、証券業の登録を受けた証券会社に限られている⁽¹⁾。証券業の登録を受けずに“営業として”未公開株の売買等を行う業者は無登録営業となり、証券取引法に違反することになる。また、「近々上場し、値上がりすると勧誘されて未公開株を購入したが、当該未公開株の発行会社に問い合わせたところ、上場の予定はないと言われた」などのように、虚偽の説明による勧誘などの詐欺的な事例も見受けられる。

PIO-NETに寄せられた未公開株に関する業者名を分析したところ、特定の業者に苦情相談が集中しているわけではなく、多数の業者に苦情相談が寄せられている。一つの業者が複数の業者名を使い分けている可能性も否定できないが、少なくない業者の存在が推測される。

トラブルの解決を図ろうと思っても、そもそも連絡がつかなくなってしまう業者や当センターや消費生活センターの問い合わせ等に応じない業者も多いのが現状であり、一旦支払った代金を業者から取り戻すことはかなり難しいといえる。

そこで、未公開株に関する勧誘には応じず、きっぱり断ることが大切であるということを広く消費者に理解してもらう必要があることから、今回、PIO-NETに寄せられている未公開株に関する苦情相談の概要について情報提供する。

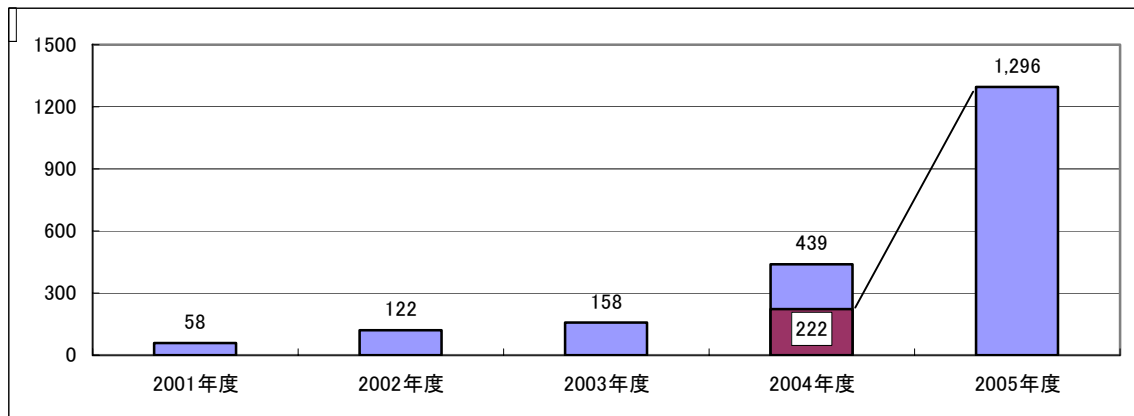
(注1) 証券会社は、日本証券業協会の自主ルールにより、グリーンシート（未公開企業の株式を売買するため、1997年7月に同協会が開始した制度。詳細は同協会ホームページ（<http://www.jsda.or.jp/html/greensheet/index.html>）参照）銘柄以外の未公開株の勧誘は禁止されている。

2. PIO-NET でみる未公開株に関する苦情相談の現状

(1) 年度別苦情相談件数の推移

2001年度以降2006年1月31日までの登録分をみると、未公開株に関する苦情相談件数は合計で2,073件となっている。また、年度別の推移をみると、2004年度以降急激に増加していることがわかる(図1参照)。2005年度はすでに1,296件にも達しており、これは前年同期(2005年1月31日:222件)の約6倍にもなっている。

(図1) 未公開株に関する年度別苦情相談件数の推移⁽²⁾



(注2) 件数は2006年1月31日までの登録分(以下同じ)。

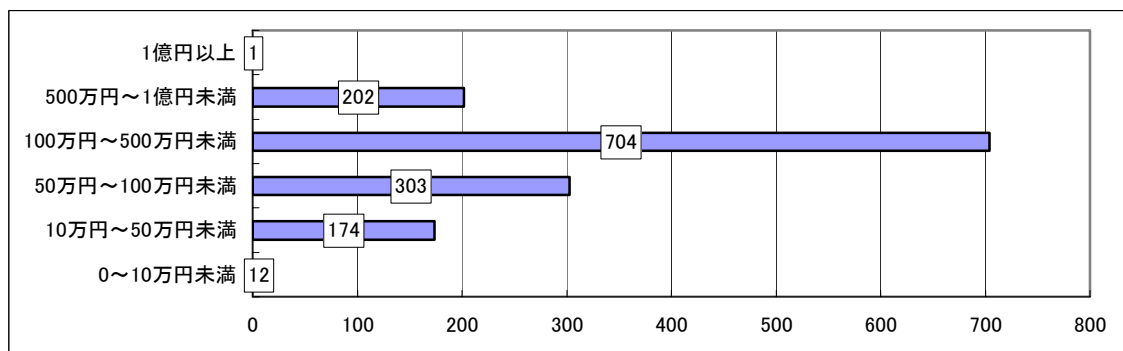
(2) 契約当事者の属性

契約当事者の性別は、男性1,078件(53.1%)、女性953件(46.9%)で、男性の方が多。また、平均年齢は59.0歳、年代別にみると60歳代(593件、30.5%)、50歳代(468件、24.0%)の順となっており、比較的年齢層は高いといえる。職業は無職(633件、33.4%)、家事従事者(525件、27.7%)の順となっている(割合はいずれも不明分を除く)。

(3) 契約金額

平均契約金額は4,370,699円となっている。なお、価格帯別にみると「100万円～500万円未満」が最多となっている(図2参照)。

(図2) 契約金額の価格帯別件数

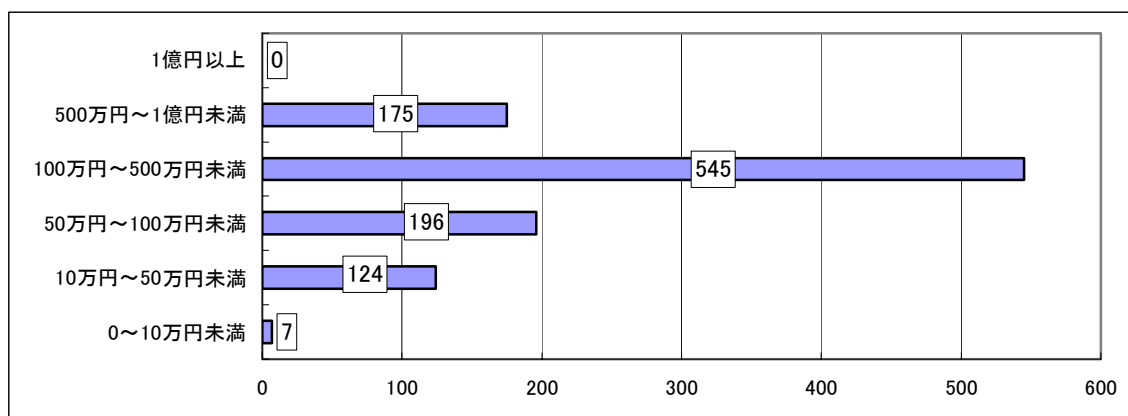


(4) 既支払金額

平均既支払金額は3,723,542円となっている。なお、価格帯別にみると、契約金額と同じ「100万円～500万円未満」が最多となっている(図3参照)。

契約金額が把握できた件数(1,396件)のうち、既支払金額が把握できた件数が1,047件あることから、大半のケースで支払いがなされたことがわかる。

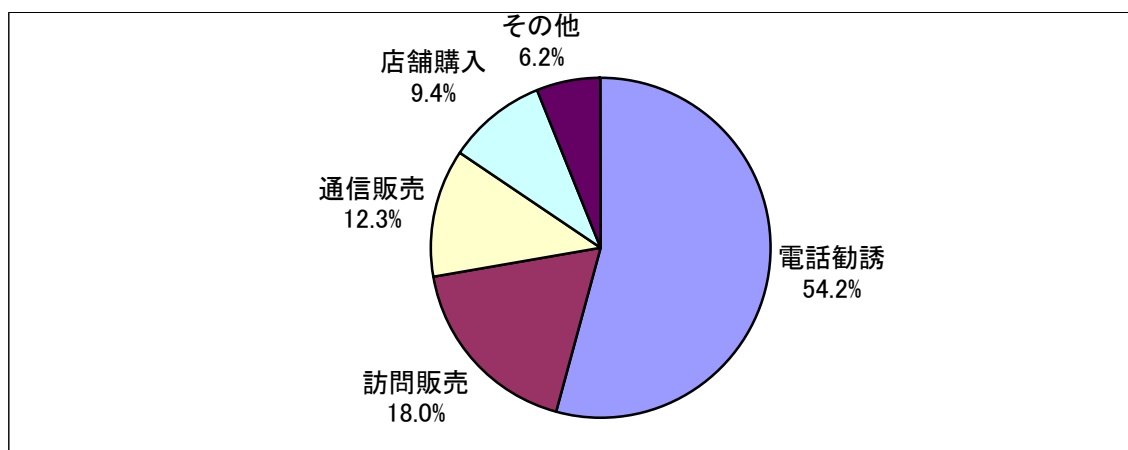
(図3) 既支払金額の価格帯別件数



(5) 販売購入形態

もっとも多い販売購入形態は電話勧誘販売(951件、54.2%)であり、半数を超えている。次いで訪問販売(315件、18.0%)、通信販売(215件、12.3%)の順であった。(図4参照。割合は不明分を除く)。

(図4) 販売購入形態別の割合



3. 消費者からの相談事例（括弧内は契約当事者の属性）

【事例1：利益を強調、上場の虚偽説明】

突然知らない業者が自宅を訪問してきた。「近く上場する、必ず値上がりする」と勧誘されて1株（50万円）購入した。年金暮らしで貯金もないので、生命保険を担保に借金して50万円を支払った。株券を見せられた後、「名義変更をするから」と言われ、業者に預けた形になっている。預かり証はもらっていない。その後、発行会社には上場予定がないことが分かった。返金してほしい。

（60歳代、女性、家事従事者）

【事例2：返金拒否】

夫が知人に勧められ、未公開株を30万円で購入したが、不審に思ったので、取り消しを申し出た。全額返金すると言われ、返金依頼書などの書類も送ったが、返金を引き延ばされている。最近になって「8割の返金でどうか」と言われたが、納得できない。

（30歳代、男性、給与生活者）

【事例3：連絡不能】

「必ず上場する」と言われて未公開株を購入した（300万円）が、上場しない。購入を勧めてきた業者とは連絡が取れなくなってしまった。最近新聞などで未公開株の記事を見て非常に不安になった。どうすればよいか。

（60歳代、男性、無職）

【事例4：株券の不交付】

今年4月から電話で未公開株を購入するよう勧誘を受けていた。7月に入金し、株券はすぐに送付されるはずだったが、未だに送られてこない。毎日のように請求したら預かり証がやっと送付された。詐欺に引っ掛かったと思う。返金してほしい。

（50歳代、男性、給与生活者）

【事例5：法外な譲渡価格】

電話で「未上場の株が上場したら必ず儲かる」と言われ、契約した。しかし、実際に上場したら勧誘時の値よりはるかに低い。電話では儲かることばかり話され、リスクの説明は受けていない。株の価格が変動することは認識していたが、説明と全く違う。差額を返金してもらえないかと業者に手紙を出したが、応じられないと言われた。

（60歳代、男性、無職）

4. 問題点と消費者へのアドバイス

1) 問題点

① “営業としての” 販売等なのか、個人間の相対取引なのかが不明瞭であること

そもそも“営業として”未公開株の販売等を行うことができるのは、登録を受けた証券会社に限られており、しかも前述したように日本証券業協会の自主ルールにより、グリーンシート銘柄以外の未公開株の勧誘は禁止されている。しかし、未公開株の販売等を行っている業者は、「(自分は)個人間の相対取引として行ったのであり、登録は不要である」旨の主張を行うことが多い。この点について条文等での明記はないが、相対取引か否かは、「営利的かどうか」「反復継続性があるかどうか」などによって判断されるとする考え方が一般的である。

これらの業者は電話やダイレクトメール等を用いた勧誘を行っていることが多いことから、相対取引とは考え難いが、明確な基準等がないため、判別が難しい。

② 詐欺的な事例も見受けられること

「近々上場し、値上がりすると勧誘されて未公開株を購入したが、当該未公開株の発行会社に問い合わせたところ、上場の予定はないと言われた」などのように、虚偽の説明による勧誘などの詐欺的な事例も見受けられる。最近では詐欺容疑で逮捕された事件もある。

③ 連絡が取れなくなるなど、一般に業者の信用度が不明であること

一旦代金を支払った後、解約しようと思っても、そもそも連絡がつかなくなってしまう業者も少なくない。また、業者が返金に応じると言っても、一般にこれらの業者の信用度は不明であり、確実に返金される保証はないのが実情である。

2) アドバイス

上記の問題点を踏まえ、株取引などと日頃無関係な一般消費者がトラブルを未然に防ぐには、「値上がり確実」などといったセールストークに惑わされず、勧誘には応じずにきっぱり断ること。また、不審を感じたら最寄りの消費生活センター等に相談すること。警察の摘発事例もあるので、詐欺的な要素が強いと思われるケースでは警察に届け出ること。

(参考)

金融庁では、無登録業者による未公開株の勧誘をめぐり、多数の相談が寄せられているうえ、今後も悪質な勧誘等がさらに増加することも考えられることから、一般投資家への注意喚起情報を掲載している。

- ・金融庁「未公開株購入の勧誘にご注意!～一般投資家への注意喚起～」

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/index.html>

なお、証券業の登録の有無については、金融庁のホームページ「免許・登録を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)で確認することができる。

その他、下記の機関も注意喚起を促している。

- ・東京都消費生活総合センター「本当に上場されるの?「あやしい未公開株」勧誘にご注意!!」

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_sodan/kinkyu/k_jirei_051026.html

- ・埼玉県消費生活支援センター・埼玉県生活科学センター

「上場間近で儲かるって本当?～未公開株の勧誘にご注意～」

http://www.kurashi.pref.saitama.lg.jp/kurashi/faq/faq_ad72.html

- ・日本証券業協会「未公開株の勧誘にはご注意ください!」

<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.html>

- ・東京証券取引所「未公開株についてのご注意!」

http://www.tse.or.jp/news/200510/051004_a.html

<本件問い合わせ先>

独立行政法人国民生活センター
情報分析部

(TEL) 03-3443-1793

<title>未公開株をめぐる苦情相談が急増</title>